

交流カフェ開催のお知らせ



市民活動に役立つ内容をテーマに学びながら、団体同士の交流を深める「市民活動交流カフェ」。今年度4回目となる交流カフェは下記内容で行います。

日時：2月8日(金) 午後6時30分から8時30分まで

場所：綾瀬市中央公民館 3階講習室

テーマ：「市民活動と企業の連携」

▲講師の市村彰さん 講師にお招きする 株式会社ネイトの市村彰 代表取締役は、これまでにデザイン会社で世界のクリエイター達とインドネシアで雑貨や家具等を製作して日本へ卸業を行ったり、帰国後は日帰り温泉「ここち湯」(現在「おふろの王様」)において、企業と社会貢献活動を考えた様々な活動を展開したりと、世界から地域まで幅広く活躍されています。市民活動や地域のイベントを応援したい企業の目線や、企業との連携について一緒に考えてみませんか。

市民活動団体の交流会を開催します

市民活動センターあやせの登録団体の方同士の交流を目的とした「団体交流会」を、3月10日(日)の午後2時から4時まで綾瀬市中央公民館3階講堂で開催します。

登録団体の方々のPRの場として、活動内容や想いを報告や、音楽・ダンスなどの発表等を予定し、現在鋭意準備中です。日頃活動を通して感じていることや得られた貴重な体験などをお互いに共有し、今後の取り組みにつなげる機会にしていだければと思います。



▲盛会となった昨年の様子

使える、頼れる！

市民活動センターあやせの **印刷機器** をどうぞご利用ください！

ご利用料金

センターには、印刷機器が各種あります。

A4・A3のインクジェットプリンターはもちろん、2色印刷機とカラー印刷機は、あっという間に数百枚の印刷が可能。両面印刷や文字・写真入りの原稿もキレイに印刷できます。また、ポスタープリンターは、式次第や組合せ表などに便利な大判のA0サイズや、長さ数mの横断幕の印刷ができます。どうぞお役立てください。

使い方がわからなくてもスタッフが丁寧にサポート致しますのでご安心ください！

	印刷機		インクジェット	
	2色・単色	カラー	モノクロ	カラー
A4	¥1 / 枚	¥15 / 枚	¥10 / 枚	¥30 / 枚
A3	¥1 / 枚	¥30 / 枚	¥20 / 枚	¥50 / 枚

*印刷機(2色・単色)は製版代・用紙持ち込みが必要となります。

	ポスタープリンター			
	規定サイズ		長尺	
	モノクロ	カラー	モノクロ	カラー
A0	¥294 / 枚	¥800 / 枚	¥21 / 10cm	¥70 / 10cm
A1	¥144 / 枚	¥500 / 枚	¥16 / 10cm	¥60 / 10cm
A2	¥144 / 枚	¥300 / 枚	¥16 / 10cm	¥50 / 10cm

*センターの機器・設備は、登録団体、自治会、福祉関係団体の方がご利用頂けます。

こちらの紙面に掲載した情報に関するお問い合わせは当センター(0467-70-1232)までお電話ください。

団体登録の更新はお済みですか？

市民活動センターあやせに登録されている団体の皆さまは、現在の団体登録が2019年3月末日をもちまして満了となり、更新手続きが必要となります。

2019年1月中旬頃、当センターより更新手続きの書類を郵送しておりますので、更新の手続きをお願いいたします。



ボランティア受入れ団体を募集

市民・高校生の方にボランティア活動を体験してもらう「春のチャレンジボランティア」を、3月20日ごろから4月上旬にかけて実施します。

受入れを希望する事業がある団体は当センターまでご連絡ください。体験できる事業については、準備が整い次第、当センターHPや広報あやせ等でお知らせします。

2019年度 きらめき補助金交付事業の募集が始まります

綾瀬市役所市民協働課では、2019年度のきらめき補助金（綾瀬市市民活動応援補助金）交付事業を募集しています。

補助金を得るまでには、期日までの企画書提出や公開プレゼンテーション（補助区分いぶきは書類選考のみ）への参加など、多くの準備が必要ですが、活動の幅を広げるチャンスとなります。2018年度は8団体5事業に交付されました。

きらめき補助金の制度や応募方法については、綾瀬市のホームページを確認いただくか、市民協働課まで直接お問い合わせください。随時対応しています。詳細は右記の通りです。

■企画書提出期間

2月15日（金）17:00まで

■公開プレゼンテーション

日時：3月16日（土）10:00～12:30（予定）

場所：綾瀬市役所3階会議室

■問い合わせ

0467-70-5640（綾瀬市市民協働課）

きらめき補助金の事業区分

補助区分	いぶき	はぐくみ	はばたき
趣旨	活動をはじめたばかりの団体が勇気をもって市民活動に取り組むための支援	既に活動している団体の活動を一層充実・発展するための支援	既に活動している団体が他の団体と協働することで相乗効果を発揮し、地域社会の活性化に寄与するための支援
団体の要件	設立1年未満の団体（2019年4月1日現在）	設立1年以上の団体（2019年4月1日現在）	設立1年以上の団体 2団体以上で事業を実施（2019年4月1日現在）
補助金額の上限	10万円	20万円	50万円
交付回数の制限	1団体1回まで	1事業につき3回まで	1事業につき5回まで
公開プレゼン	無（書類選考のみ） ※選考の参考として、担当聞き取りを行う場合があります	有	有